

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 3 年 11 月 2 日提出

案件担当等 部 課 等	上下水道部 下水道課
案件名称	三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営で 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針を別添資料のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>本市の公共下水道事業は、人口減少等により経営環境が厳しさを増す中、経営改善に向けた取組を着実に実施してきたが、事業運営費の約 6 割を一般会計繰入金により賄っている。</p> <p>平成 27 年度に下水道使用料の見直しについて諮問した下水道事業審議会において、一般会計繰入金に依存した経営体質の改善について議論がなされたほか、平成 28 年度に策定した三浦市下水道事業経営戦略においても「平成 31 年度に下水道使用料の見直しを行う予定であり、それ以降も 4 年に一度、4 % 程度の見直しが必要となる」旨を記載している。</p> <p>上記課題の解消に向け、下水道使用料の見直しについて、令和 3 年 10 月 22 日に開催した「令和 3 年度第 2 回三浦市下水道事業審議会」における審議を経て、基本使用料及び従量使用料の金額の改正案を含めた「三浦市下水道事業に関する事項（下水道使用料の見直し）」に係る答申を受けた。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別添基本方針のとおり条例の一部を改正することとしたい。審議決定後は、令和 3 年第 4 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	

総合計画及び予算との関係

基本計画

大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

目標 6 快適で安全性の高い生活基盤の整備

施策 4 安全で快適な水環境の整備

備考

説明員

山上下水道担当部長

古川下水道課長

岡田下水道課主任